

## 議案第3号

### 公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立人権ひろば21） について

次のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同法第244条の2第6項の規定により、本議会の議決を求める。

平成17年12月6日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 公の施設の名称 鳥取県立人権ひろば21
- 2 指 定 管 理 者 鳥取市扇町21番地  
社団法人鳥取県人権文化センター  
会長 内 海 敏
- 3 指 定 の 期 間 平成18年4月1日から平成21年3月31日まで
- 4 理 由 人権ひろば21の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、社団法人鳥取県人権文化センターを指定管理者として指定しようとするものである。